

黒豚に関する諸制度等について

1 家畜改良増殖法

〔目的〕

家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資する。

〔概要〕

家畜改良増殖目標の実現のため、

「種畜検査」により、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖障害を有しないことの検査及び家畜の等級判定

「種畜検査」により「種畜証明書」の交付を受けていない雄からの人工授精用精液の採取等の禁止

人工授精用精液、受精卵の採取、処理、体外授精、雌豚への注入を実施できる者を家畜人工授精師及び獣医師に限定

家畜人工授精用精液証明書の添付されていない精液の流通、使用の禁止等を規定。

また、家畜登録情報の公共性(家畜取引の指標)にかんがみ、登録団体が行う登録事業に関する登録規程は、農林水産大臣の承認を要する。

家畜の登録事業

〔登録事業の役割〕

血統、能力又は体型について審査を行い、一定の基準に適合するものを登録することにより、不良形質の淘汰、優良家畜の選抜等、家畜の改良増殖の推進に資する役割を持つ。

〔登録事業における登録基準の例〕

父母ともに登録豚 血統を明らかにする

本豚の外貌、発育等が良好 品種の特徴を有した優良な家畜を選抜する

2 生産情報公表JAS制度

(目的)

消費者が生産履歴の明らかな食品を安心して購入できるように、農林水産大臣に登録された第三者機関(登録認定機関)が生産者等を認定し、その生産者等自らが食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうか検査を行い、検査に合格したものにJASマークを貼付して販売する制度。

豚肉については、平成16年7月から施行。

(概要)

認定生産行程管理者(生産者等)は、生産情報を正確に記録・保管・公表し、JASマークを付して販売。
認定小分け業者(販売業者等)は、JASマークが付された食品を小分けして、小分け後の食品にJASマークを付して販売。

消費者は、生産情報公表JASマークが付された商品につき、荷口番号等から、店頭での表示やインターネット等を通じて、生産情報を入手することが可能。

これにより、誰が、どこで、どのように生産したか(生産情報)が詳細にわかる。

JASマークのついた食品が消費者に届くまで(牛肉・豚肉)



(豚肉の場合の 生産情報)

- ・ 出生年月日
- ・ 管理者、と畜場の名称
- ・ 飼養施設、と畜場の所在地
- ・ 給餌飼料、動物用医薬品の使用 等

3 商標法(地域団体商標制度)

〔目的〕

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的。

〔概要〕

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度。(H18.4.1施行)

〔効果〕

指定商品について、登録商標を使用する権利を占有。

他人による類似商標の使用、類似商品についての同一又は類似商標の使用は、商標権侵害。

他人による使用に対して、差止請求、損害賠償請求が可能。

地域ブランドの信頼の確保

銘柄豚等の現状

- ・ 全国には多くの銘柄豚肉が存在、流通。
- ・ ただし、必ずしも商標権を取得していない。

銘柄数(H17.3現在) 255

黒豚で商標権を取得しているもの

(文字商標) 宮城野黒豚 等

(図形商標) かごしま黒豚、彩の国黒豚 等



地域団体商標制度により、「地名」+「商品名」からなる商標権の取得が進展が期待される。

4 食肉の表示に関する諸制度

〔食肉公正競争規約〕

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づき、販売業者又は事業者団体が、食肉に関する表示等に関して、関係諸制度を踏まえた自主的ルールを設定し、公正取引委員会の認定を受けた規約。

〔概要〕

JAS法に基づく原産地表示などの他、規約において、「黒豚」表示のルールを設定。

〔効果〕

業界の自主的な取組により、原産地表示等、関係法令に則した取組が行われている。

法令に具体的な規定のない事項についてもルール化。

公正取引協議会は規約に従い適正な表示を行っている小売販売業者に対し、ステッカーの交付。

違反に関する措置も設けられ、違反行為があった場合には、50万円以下の違約金等の措置。

〔表示例〕

原産地表示のルールは、
JAS法、
不正競争防止法
等
4 - 2 参照

かごしま黒豚 ロース

消費期限 加工年月日
06. 7.3 06. 7.1

保存温度 4 以下

100g当たり (円) 315 630

正味量 (g) 200

通常価格(円)

0 412356 005972

加工者 (株) 畜産
東京都港区港南 丁目 番地 号



「黒豚」表示のルールは、
豚肉小売品質基準、
食肉公正競争規約
4 - 1 参照

4 - 1 「黒豚」表示のルール

〔「黒豚」表示のルール〕

「黒豚」表示については、「豚肉小売品質基準」(畜産局長通知)において、バークシャー純粋種の豚肉のみを「黒豚」と表示できるものと規定。

また、食肉公正競争規約第4条(5)、第10条(5)及び、規約に基づく食肉公正競争規約施行規則において、バークシャー純粋種以外の豚肉を「黒豚」の肉と表示すること又は「黒豚」の肉であると誤認されるおそれがある表示をすることを禁止。

〔違反に関する措置〕

食肉公正競争規約は、販売業者又は事業者団体が、食肉に関する表示等に関して、関係諸制度を踏まえた自主的ルールを設定するものであるが、違反に関する措置を規定。(ただし、規約への参加は任意であるため、会員に対する措置に限られる。)

(例)

- ・ 適正表示ステッカーの回収
- ・ 50万円以下の違約金
- ・ 除名処分

等

〔「黒豚」の肉であると誤認されるおそれがある表示についての基準〕

バークシャー純粋種でないにもかかわらず、「黒豚」の肉であると誤認させるおそれがある曖昧な表示について、全国食肉公正取引協議会では、次のような判断を示している。

説明文で「黒豚」という文字を用いたり、黒豚の絵柄、図案、写真を使用することはできない。

バークシャー純粋種以外の豚について「黒」の文字を使用して「黒豚」等の表示をすることは認められない。(ただし、地名に「黒」がある場合は例外的に認める)。

バークシャー種と他の品種との交雑種を販売する際に、「黒豚」ではなく「バークシャー」という言葉を使用して、バークシャー種との交雑種である旨を表示することは可能。

(参考) 豚肉小売品質基準
(昭和52年1月26日農林水産省畜産局長通知)

1 目的

この小売品質基準は、豚部分肉を小売用に分割及び整形する方法並びに小売店において小売販売される豚肉の部位及び品質の表示の方法等を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この小売品質基準は、小売店において小売販売される豚肉について適用する。

3 定義

この小売品質基準において豚肉の部位の名称は、特に定める場合を除き、社団法人日本食肉格付協会の豚部分肉取引規格(昭和51年2月9日付け51畜A第366号農林省畜産局長承認。以下「豚部分肉取引規格」という。)に定めるところとする。

4 豚部分肉の分割、整形方法

－ (略)

5 部位表示の方法

－ (略)

6 輸入に係る豚肉の表示の方法

－ (略)

7 黒豚の表示方法

バークシャー純粋種の豚肉のみを「黒豚」と表示できるものとする。

4 - 2 原産国表示のルール

〔原産国表示のルール〕

原産国表示のルールは、JAS法、不正競争防止法、商品の原産国に関する不当な表示(公正取引委員会告示)等に規定。これらに基づいて、食肉公正競争規約でルールを設定。

〔原産国表示の具体的な内容〕

〔輸入食肉〕

輸入食肉は、必ず原産国名を表示しなければならない。

(国名がわからない「カンザスビーフ」等だけの表示は不可。アルファベットだけの表示(U S A等)は不可。)

〔生体輸入家畜から生産された食肉〕

最長の飼養地が原産国(原産地)。

〔国産食肉〕

国産、都道府県名、市町村名その他一般的に知られている地名を原産地として記載可能。

地名を冠した銘柄名が表示してある場合(松阪牛、神戸牛等)は、国産である旨の記載を省略可能。

ただし、当該地名に係る都道府県が最長飼養地(原産地)でない場合には、別途原産地の記載が必要。

〔罰則〕

- ・ 農林水産大臣からの指示。指示を受けて実行しない場合、農林水産大臣からの命令。
- ・ 命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下)。
- ・ 上記の措置の公表。

「国産品」事例

A国(12ヶ月)	国内(18ヶ月)	国産
----------	----------	----

「輸入品(A国産)」事例

A国(12ヶ月)	B国(10ヶ月)	国内(8ヶ月)	A国産
----------	----------	---------	-----